

令和 2 年 3 月 五 島 市 議 会 定 例 会 議 案 表

(令和 2 年 3 月 4 日 提 出)

番 号	事 件 名	ページ
議案第 1 号	機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	1
議案第 2 号	五島市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について	5
議案第 3 号	五島市職員の給与に関する条例等の一部改正について	6
議案第 4 号	五島市犯罪被害者等支援条例の制定について	8
議案第 5 号	五島市交通安全の保持に関する条例の一部改正について	11
議案第 6 号	五島市庁舎等整備基金条例の一部改正について	12
議案第 7 号	五島市情報化推進委員会条例の廃止について	13
議案第 8 号	五島市消防団員の定員、任免、給与、サービス等に関する条例の一部改正について	14
議案第 9 号	五島市印鑑条例の一部改正について	15
議案第 10 号	五島市児童遊園条例の一部改正について	16
議案第 11 号	五島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	17
議案第 12 号	五島市立保育事業所条例の一部改正について	18
議案第 13 号	五島市奨学資金貸与条例の一部改正について	20
議案第 14 号	五島市漁村センター条例の一部改正について	22
議案第 15 号	五島市漁船保全施設条例の一部改正について	23

議案第16号	五島市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について	24
議案第17号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	26
議案第18号	新市建設計画の変更について	29
議案第19号	工事請負契約の締結について	30
議案第20号	生活支援ハウス及び高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について	31
議案第21号	和解について	32
議案第22号	和解について	34
議案第23号	長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	36
議案第24号	令和元年度五島市一般会計補正予算（第5号）	別冊
議案第25号	令和元年度五島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第26号	令和元年度五島市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第27号	令和元年度五島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第28号	令和元年度五島市診療所事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第29号	令和元年度五島市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第30号	令和2年度五島市一般会計予算	別冊
議案第31号	令和2年度五島市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議案第32号	令和2年度五島市介護保険事業特別会計予算	別冊

議案第 3 3 号	令和 2 年度五島市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 3 4 号	令和 2 年度五島市診療所事業特別会計予算	別冊
議案第 3 5 号	令和 2 年度五島市大浜財産区特別会計予算	別冊
議案第 3 6 号	令和 2 年度五島市本山財産区特別会計予算	別冊
議案第 3 7 号	令和 2 年度五島市下水道事業特別会計予算	別冊
議案第 3 8 号	令和 2 年度五島市公設小売市場事業特別会計予算	別冊
議案第 3 9 号	令和 2 年度五島市港湾整備事業特別会計予算	別冊
議案第 4 0 号	令和 2 年度五島市交通船事業特別会計予算	別冊
議案第 4 1 号	令和 2 年度五島市土地取得事業特別会計予算	別冊
議案第 4 2 号	令和 2 年度五島市水道事業会計予算	別冊
報告第 1 号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）	39
報告第 2 号	有限会社岐宿農研の経営状況について	別冊

議案第 1 号

機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例案を次のとおり提出する。

令和 2 年 3 月 4 日提出

五島市長 野 口 市太郎

機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例

(五島市老人福祉計画・介護保険事業計画策定協議会条例の一部改正)

第 1 条 五島市老人福祉計画・介護保険事業計画策定協議会条例（平成 1 6 年五島市条例第 1 0 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「市民生活部長寿介護課」を「福祉保健部長寿介護課」に改める。

(五島市生活支援ハウス及び高齢者生活福祉センター条例の一部改正)

第 2 条 五島市生活支援ハウス及び高齢者生活福祉センター条例（平成 1 6 年五島市条例第 1 0 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表岐宿生活支援ハウスふれあいの里の項中「五島市岐宿町岐宿 3 9 6 番地 1」を「五島市岐宿町岐宿 3 8 3 番地 1」に改め、同表三井楽生活支援ハウス白砂の項中「五島市三井楽町濱ノ畔 1 0 4 6 番地 1」を「五島市三井楽町濱ノ畔 1 0 4 6 番地 8」に改める。

第 1 6 条第 2 項第 1 号中「市民生活部長寿介護課長」を「福祉保健部長寿介護課長」に改める。

(五島市保健対策推進協議会条例の一部改正)

第 3 条 五島市保健対策推進協議会条例（平成 1 6 年五島市条例第 1 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条中「市民生活部国保健康政策課」を「福祉保健部国保健康政策課」に改める。

(五島市立診療所運営協議会条例の一部改正)

第 4 条 五島市立診療所運営協議会条例（平成 1 6 年五島市条例第 1 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条中「市民生活部国保健康政策課」を「福祉保健部国保健康政策課」に改める。

(五島市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)

第5条 五島市予防接種健康被害調査委員会条例（平成16年五島市条例第122号）の一部を次のように改正する。

第10条中「市民生活部国保健康政策課」を「福祉保健部国保健康政策課」に改める。

(五島市農業振興協議会条例の一部改正)

第6条 五島市農業振興協議会条例（平成16年五島市条例第159号）の一部を次のように改正する。

第14条中「農林水産部農業振興課」を「産業振興部農林課」に改める。

(五島市地籍調査推進委員会条例の一部改正)

第7条 五島市地籍調査推進委員会条例（平成16年五島市条例第197号）の一部を次のように改正する。

第10条中「建設水道部管理課」を「建設管理部管理課」に改める。

(五島市営住宅入居者選考委員会条例の一部改正)

第8条 五島市営住宅入居者選考委員会条例（平成16年五島市条例第200号）の一部を次のように改正する。

第11条中「建設水道部建設課」を「建設管理部建設課」に改める。

(五島市福江港整備促進委員会条例の一部改正)

第9条 五島市福江港整備促進委員会条例（平成16年五島市条例第206号）の一部を次のように改正する。

第8条中「建設水道部管理課」を「建設管理部管理課」に改める。

(五島市都市計画審議会条例の一部改正)

第10条 五島市都市計画審議会条例（平成16年五島市条例第210号）の一部を次のように改正する。

第12条中「建設水道部建設課」を「建設管理部建設課」に改める。

(五島市水産業振興協議会条例の一部改正)

第11条 五島市水産業振興協議会条例（平成16年五島市条例第276号）の一部を次のように改正する。

第10条中「農林水産部水産課」を「産業振興部水産課」に改める。

(五島市青果卸売市場整備促進協議会条例の一部改正)

第12条 五島市青果卸売市場整備促進協議会条例（平成17年五島市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第9条中「農林水産部農業振興課」を「産業振興部農林課」に改める。

（五島市農村地域工業等導入促進審議会条例の一部改正）

第13条 五島市農村地域工業等導入促進審議会条例（平成17年五島市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第10条中「農林水産部農業振興課」を「産業振興部農林課」に改める。

（五島市地域福祉計画策定委員会条例の一部改正）

第14条 五島市地域福祉計画策定委員会条例（平成19年五島市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第11条中「市民生活部社会福祉課」を「福祉保健部社会福祉課」に改める。

（五島市水道施設整備事業評価委員会条例の一部改正）

第15条 五島市水道施設整備事業評価委員会条例（平成20年五島市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第10条中「建設水道部水道課」を「水道局水道課」に改める。

（五島市次世代育成支援行動計画策定委員会条例の一部改正）

第16条 五島市次世代育成支援行動計画策定委員会条例（平成21年五島市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条中「市民生活部社会福祉課」を「福祉保健部社会福祉課」に改める。

（五島市医療提供体制のあり方検討委員会条例の一部改正）

第17条 五島市医療提供体制のあり方検討委員会条例（平成21年五島市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第11条中「市民生活部国保健康政策課」を「福祉保健部国保健康政策課」に改める。

（五島市食育推進会議条例の一部改正）

第18条 五島市食育推進会議条例（平成23年五島市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第9条中「市民生活部国保健康政策課」を「福祉保健部国保健康政策課」に改める。

（五島市子ども・子育て会議条例の一部改正）

第19条 五島市子ども・子育て会議条例（平成25年五島市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条中「市民生活部社会福祉課」を「福祉保健部社会福祉課」に改める。

（五島市新型インフルエンザ等対策本部条例の一部改正）

第20条 五島市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年五島市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条中「市民生活部国保健康政策課」を「福祉保健部国保健康政策課」に改める。

（五島市雇用機会拡充支援事業補助金審査委員会条例の一部改正）

第21条 五島市雇用機会拡充支援事業補助金審査委員会条例（平成29年五島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「地域振興部長」を「産業振興部長」に改める。

第10条中「地域振興部商工雇用政策課」を「産業振興部商工雇用政策課」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

令和2年度の機構改革に伴い、関係条例について規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 2 号

五島市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

五島市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 2 年 3 月 4 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

五島市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成 1 6 年五島市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、任命権者」の次に「（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 3 7 条第 1 項に規定する県費負担教職員にあっては、五島市教育委員会。以下同じ。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

会計年度任用職員のサービスの宣誓について、任命権者が別段の定めをすることができることとするほか、県費負担教職員についての規定を追加するなど、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 3 号

五島市職員の給与に関する条例等の一部改正について
五島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 2 年 3 月 4 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(五島市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 五島市職員の給与に関する条例（平成 1 6 年五島市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 5 項中「同日前」の次に「において規則で定める日以前」を加える。

第 3 2 条第 1 項中「基準日以前」を「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前」に、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

(五島市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 五島市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 1 6 年五島市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条中「基準日以前」を「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前」に、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

(五島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 3 条 五島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 1 7 年五島市条例第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 8 号を第 1 1 号とし、第 7 号を第 1 0 号とし、第 6 号を第 9 号とし、第 5 号を第 7 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第 3 条中第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 4 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(5) 職員の休業の状況

第 3 条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）の一部改正を受け、職員の昇給及び勤勉手当の額に人事評価の結果を反映すること等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第4号

五島市犯罪被害者等支援条例の制定について

五島市犯罪被害者等支援条例案を次のとおり提出する。

令和2年3月4日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 市民等 市内に住所を有する者及び市内に勤務し、若しくは在学し、又は滞在している者並びに事業者をいう。
- (5) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や無理解による心ない言動、インターネットを通じて行われる^{ひぼう}誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、プライバシーの侵害、経済的な損失等の被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害又は二次的被害

害の状況及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行わなければならない。

- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、国、県、警察その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に係るものと相互に連携を図るものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

- 2 市は、前項に規定する支援を行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第7条 市は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し見舞金を支給するものとする。

- 2 見舞金の支給の対象となる者、見舞金の額その他見舞金の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(日常生活の支援)

第8条 市は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるようにするため、福祉サービスが提供されるよう必要な支援を行うものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第9条 市は、犯罪被害者等が犯罪等による心理的外傷その他心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第10条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な利用に供する住宅の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定等)

第11条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次的被害を防止するため、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備改善その他の犯罪被害者等の支援を推進できるよう、情報提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第12条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性及び二次的被害の防止の重要性等について市民等の理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

犯罪被害者等の支援に関し、基本理念、市及び市民等の責務その他必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第5号

五島市交通安全の保持に関する条例の一部改正について

五島市交通安全の保持に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和2年3月4日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市交通安全の保持に関する条例の一部を改正する条例

五島市交通安全の保持に関する条例（平成16年五島市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「又は」を「、又は」に改める。

第9条第2項中「60人」を「26人」に改める。

第11条第1項中「は、非常勤とし、任期は2年」を「の任期は、2年」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

交通指導員について、定数を見直すこと、及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正により、同法第3条第3項第3号に規定する特別職の職員の任用要件が厳格化されたことに伴い身分を見直すことから、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第6号

五島市庁舎等整備基金条例の一部改正について

五島市庁舎等整備基金条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和2年3月4日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市庁舎等整備基金条例の一部を改正する条例

五島市庁舎等整備基金条例（平成28年五島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

五島市公共施設整備等基金条例

第1条中「市庁舎等の整備」を「五島市公共施設等総合管理計画に基づく公共施設（学校、公民館、庁舎等の建物施設に限る。以下同じ。）の更新、改修又は解体」に、「五島市庁舎等整備基金」を「五島市公共施設整備等基金」に改める。

第6条中「市庁舎等の整備」を「公共施設の更新、改修又は解体」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

五島市庁舎等整備基金について、使途を見直すことに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 7 号

五島市情報化推進委員会条例の廃止について

五島市情報化推進委員会条例を廃止する条例案を次のとおり提出する。

令和 2 年 3 月 4 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市情報化推進委員会条例を廃止する条例

五島市情報化推進委員会条例（平成 2 4 年五島市条例第 3 8 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
（五島市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償条例の一部改正）
- 2 五島市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償条例（平成 1 6 年五島市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 情報化推進委員会委員の項を削る。

（提案理由）

五島市情報化推進委員会を廃止することに伴い、五島市情報化推進委員会条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 8 号

五島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

五島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 2 年 3 月 4 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する
条例

五島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 1 6 年五島市条例第 2 6 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「1, 5 4 0 人」を「1, 3 7 0 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

消防団員の定員を見直すことに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第9号

五島市印鑑条例の一部改正について

五島市印鑑条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和2年3月4日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市印鑑条例の一部を改正する条例

五島市印鑑条例（平成16年五島市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行を受け、印鑑登録の登録資格を見直すことに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第10号

五島市児童遊園条例の一部改正について

五島市児童遊園条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和2年3月4日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市児童遊園条例の一部を改正する条例

五島市児童遊園条例（平成16年五島市条例第100号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(児童遊戯指導員の設置)」に改め、同条第3項を削る。

第5条第3号中「たい積する」を「堆積する」に改める。

第7条中「とき又は」を「とき、又は」に改める。

第12条第3項中「又は」を「、又は」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

児童遊戯指導員について、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正により、同法第3条第3項第3号に規定する特別職の職員の任用要件が厳格化されたことに伴い身分を見直すことから、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 1 1 号

五島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

五島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 2 年 3 月 4 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

五島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年五島市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条中「令和 2 年 3 月 3 1 日」を「令和 7 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

放課後児童支援員の資格に係る経過措置を延長することに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第12号

五島市立保育事業所条例の一部改正について

五島市立保育事業所条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和2年3月4日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市立保育事業所条例の一部を改正する条例

五島市立保育事業所条例（平成27年五島市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表に次のように加える。

奈留さくら保育所	五島市奈留町浦468番地112	19人
----------	-----------------	-----

第3条第1項中「嵯峨島へき地保育所」の次に「及び奈留さくら保育所」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（運營業務の委託）

第3条の2 市長は、奈留さくら保育所の運營業務を、社会福祉法人その他市長が
適当と認める法人に委託することができる。

第5条第1項中「保育事業所」の次に「(奈留さくら保育所を除く。)」を加え、
同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の
次に次の1項を加える。

2 奈留さくら保育所の保育時間は、午前7時15分から午後6時15分までとする。

第7条中「平成24年法律第65号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第10条第1項本文中「3,000円」の次に「(奈留さくら保育所において保育を行ったときは、五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年五島市条例第9号）別表に定める利用者負担額）」を加え、同項第1号中「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条第2項中「嵯峨島へき地保育所」の次に「及び奈留さくら保育所」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の五島市立保育事業所条例第9条第1項の規定による奈留さくら保育所に係る入所の手続その他の入所児童の決定に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

奈留さくら保育所を設置することに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第13号

五島市奨学資金貸与条例の一部改正について

五島市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和2年3月4日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例

五島市奨学資金貸与条例（平成16年五島市条例第218号）の一部を次のように改正する。

第3条中「独立行政法人日本学生支援機構の」の次に「奨学資金の貸与を受けている」を加え、「奨学資金貸与額」を「貸与額」に改める。

第5条の次に次の3条を加える。

（予約の手續）

第5条の2 翌年度からの奨学資金の貸与を予約しようとする者（以下「予約申請者」という。）は、毎年10月1日から11月30日までに、奨学生予約願書に次に掲げる書類を添え、在学中の中学校、高等学校、高等専門学校若しくは専修学校の校長又は大学の学長を経て市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 学業成績証明書
- (3) 主たる扶養者の所得証明書

（奨学生予定者の決定）

第5条の3 奨学生予定者（奨学資金の貸与を予約することを市長が認めた者をいう。以下同じ。）は、五島市奨学生審議委員会の選考を経て、市長が決定する。

（奨学生予定者決定の通知）

第5条の4 市長は、予約申請者を奨学生予定者に決定したときは、その旨を文書により本人に通知する。

2 前項の規定による通知を受けた者は、進学後、速やかに連帯保証人と連署した誓約書及び入学証明書又は在学証明書を在学中の高等学校、高等専門学校若しくは専修学校の校長（以下「校長」という。）又は大学の学長（以下「学長」という。）を経て市長に提出しなければならない。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、奨学生予定者である者を奨学生に決定する場合は、五島市奨学生審議委員会の選考を省略することができる。

第7条の見出しを「(奨学生決定の通知)」に改め、同条第1項中「在学中の高等学校、高等専門学校若しくは専修学校の校長（以下「校長」という。）」を「校長」に、「大学の学長（以下「学長」という。）」を「学長」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、第5条の4第2項の規定により既に当該書類を提出している場合は、当該書類の提出を省略することができる。

第10条中「奨学生」の次に「(奨学生予定者であった者を除く。）」を加え、「5月」を「6月」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

奨学資金の早期交付を行うため、前年度中に貸与の予約をすることができる制度に見直すことに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第14号

五島市漁村センター条例の一部改正について

五島市漁村センター条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和2年3月4日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市漁村センター条例の一部を改正する条例

五島市漁村センター条例（平成16年五島市条例第189号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表大宝漁村センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

大宝漁村センターを廃止することに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第15号

五島市漁船保全施設条例の一部改正について

五島市漁船保全施設条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和2年3月4日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市漁船保全施設条例の一部を改正する条例

五島市漁船保全施設条例（平成16年五島市条例第193号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（富江漁船保全施設の休止）

- 3 第2条第2項の規定にかかわらず、富江漁船保全施設は、当分の間、休止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

富江漁船保全施設を休止することに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第16号

五島市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について
五島市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例案を次のとおり提出する。

令和2年3月4日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、長崎県急傾斜地崩壊対策事業補助金交付要綱（昭和53年長崎県告示第766号）に基づき市が実施する急傾斜地崩壊対策事業の事業費の一部に充てるため、受益者から地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定により徴収する分担金（以下「分担金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 急傾斜地 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する急傾斜地をいう。
- (2) 急傾斜地崩壊危険区域 法第3条の規定により長崎県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域をいう。
- (3) 受益者 次のいずれかに該当する者であって、規則の定めるところによりあらかじめ市に提出された受益者団体届出書に記載されているもののうち、市長が適当と認めるものをいう。
 - ア 急傾斜地崩壊危険区域にある土地の所有者、管理者又は占有者であって、急傾斜地崩壊対策事業により利益を受けるもの
 - イ 急傾斜地崩壊危険区域における急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者

(分担金の徴収)

第3条 分担金は、急傾斜地崩壊対策事業に係る受益者で構成する団体（以下「受益者団体」という。）から徴収する。

(分担金の額)

第4条 前条の規定により市が徴収する分担金の額は、年度ごとに当該急傾斜地崩壊対策事業に要する経費に100分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(徴収方法)

第5条 市長は、前条の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく当該分担金の額、その納期限等を受益者団体に通知しなければならない。

2 分担金は、毎年度、当該年度分の金額を一括して徴収する。

3 受益者団体は、第1項の規定により通知された納期限までに分担金を一括して納付しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、分割して納付することができる。

4 前3項の規定により徴収した分担金について精算の結果、過納又は不足があるときは、これを返還し、又は追徴する。

(分担金の減免等)

第6条 市長は、天災その他特別の理由により特に必要があると認めるときは、分担金を減免し、又はその徴収を延期することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

急傾斜地崩壊対策事業の費用に充てるため、当該事業により特に利益を受ける者から徴収する分担金に関する事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条の規定により条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 17 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

平成 28 年 10 月 12 日に議決された岐宿辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和 2 年 3 月 4 日提出

五島市長 野口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書(第1次変更)

長崎県五島市 岐宿辺地

(辺地の人口 1,071人、面積 4.70km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市岐宿町岐宿
(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市岐宿町岐宿2431番1
(3) 辺地度数 226点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

国民健康保険岐宿歯科診療所の歯科ユニット3台のうち1台は、平成8年に長崎大学歯学部が購入し、平成24年3月に市が譲り受けたものである。しかし、購入後20年が経過しており、老朽化による故障が頻繁に発生し、また、近年受診者数が増加しているため、歯科ユニットが使用不能になると診療に支障を来すことが考えられる。このようなことから、新たに歯科ユニットを整備することで、地域医療の充実を図るものである。

国民健康保険岐宿歯科診療所の歯科ユニット3台のうち1台は、平成11年に購入したものである。しかし、購入後20年が経過しており、老朽化による故障が頻繁に発生しているため、今後の診療に支障を来すことが考えられる。このようなことから、新たに歯科ユニットを整備することで、地域医療の充実を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成28年度から令和2年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
診療施設	五島市	8,176	3,996	4,180	3,940
合計		8,176	3,996	4,180	3,940

（議案第17号参考）総合整備計画書新旧対照表

（下線の部分は、変更部分）

変	更	後	変	更	前																																																		
<p>総合整備計画書(第1次変更)</p> <p>長崎県五島市 岐宿辺地 (辺地の人口 1,071人、面積 4,70k㎡)</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市岐宿町岐宿 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市岐宿町岐宿2431番1 (3) 辺地度数 226点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 国民健康保険岐宿歯科診療所の歯科ユニット3台のうち1台は、平成8年に長崎大学歯学部が購入し、平成24年3月に市が譲り受けたものである。しかし、購入後20年が経過しており、老朽化による故障が頻繁に発生し、また、近年受診者数が増加しているため、歯科ユニットが使用不能になると診療に支障を来すことが考えられる。このようことから、新たに歯科ユニットを整備することで、地域医療の充実を図るものである。</p> <p>3. 公共的施設の整備計画 平成28年度から令和2年度まで 5年間</p>			<p>総合整備計画書</p> <p>長崎県五島市 岐宿辺地 (辺地の人口 1,071人、面積 4,70k㎡)</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市岐宿町岐宿 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市岐宿町岐宿2431番1 (3) 辺地度数 226点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 国民健康保険岐宿歯科診療所の歯科ユニット3台のうち1台は、平成8年に長崎大学歯学部が購入し、平成24年3月に市が譲り受けたものである。しかし、購入後20年が経過しており、老朽化による故障が頻繁に発生し、また、近年受診者数が増加しているため、歯科ユニットが使用不能になると診療に支障を来すことが考えられる。このようことから、新たに歯科ユニットを整備することで、地域医療の充実を図るものである。</p> <p>3. 公共的施設の整備計画 平成28年度から平成32年度まで 5年間</p>																																																				
<p>（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">区分</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち 辺地対策事業 費の予定額</th> </tr> <tr> <th>事業</th> <th>主体</th> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>診療施設</td> <td>五</td> <td>島市</td> <td>8,176</td> <td>3,996</td> <td>4,180</td> <td>3,940</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>8,176</td> <td>3,996</td> <td>4,180</td> <td>3,940</td> </tr> </tbody> </table>			施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 費の予定額	事業	主体	特定財源	一般財源	診療施設	五	島市	8,176	3,996	4,180	3,940	合計			8,176	3,996	4,180	3,940	<p>（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">区分</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち 辺地対策事業 費の予定額</th> </tr> <tr> <th>事業</th> <th>主体</th> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>診療施設</td> <td>五</td> <td>島市</td> <td>3,996</td> <td>1,944</td> <td>2,052</td> <td>1,940</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>3,996</td> <td>1,944</td> <td>2,052</td> <td>1,940</td> </tr> </tbody> </table>			施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 費の予定額	事業	主体	特定財源	一般財源	診療施設	五	島市	3,996	1,944	2,052	1,940	合計			3,996	1,944	2,052	1,940
施設名	区分			事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 費の予定額																																																
	事業	主体	特定財源		一般財源																																																		
診療施設	五	島市	8,176	3,996	4,180	3,940																																																	
合計			8,176	3,996	4,180	3,940																																																	
施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 費の予定額																																																	
	事業	主体		特定財源	一般財源																																																		
診療施設	五	島市	3,996	1,944	2,052	1,940																																																	
合計			3,996	1,944	2,052	1,940																																																	

議案第18号

新市建設計画の変更について
新市建設計画を別紙のとおり変更する。

令和2年3月4日提出

五島市長 野口市太郎

(提案理由)

新市建設計画の変更については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条第7項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第19号

工事請負契約の締結について
次のとおり工事請負契約を締結する。

令和2年3月4日提出

五島市長 野口 市太郎

- | | | |
|---|---------|----------------------------------------|
| 1 | 工 事 名 | 田部手川河川改修工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 五島市松山町 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 工事請負金額 | 204,600,000円 |
| 5 | 工事請負人 | 五島市平蔵町2460番地5
株式会社 三和
代表取締役 浦 雄介 |

(提案理由)

工事請負契約の締結については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び五島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年五島市条例第50号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第20号

生活支援ハウス及び高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について

五島市生活支援ハウス及び高齢者生活福祉センター条例（平成16年五島市条例第108号）第4条第1項の規定により、生活支援ハウス及び高齢者生活福祉センターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和2年3月4日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
三井楽生活支援ハウス白砂	五島市吉久木町908番地1 社会福祉法人 五島会 理事長 谷川 順一	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第 21 号

和解について

市が貸し付けていた市有地の残置物の収去について、次のとおり和解する。

令和 2 年 3 月 4 日提出

五島市長 野 口 市太郎

- 1 和解の相手方 長崎市興善町 2 番 31 号
破産者株式会社坂口工業
破産管財人弁護士 福 田 浩 久

2 和解の内容

五島市長 野口市太郎（以下「甲」という。）と破産者株式会社坂口工業 破産管財人弁護士 福田浩久（以下「乙」という。）は、甲、破産者株式会社坂口工業間で締結した五島市富江町松尾字福瀬山 148 番 2 の土地の一部（以下「本件物件」という。）の市有財産貸付契約（以下「本件契約」という。）について、次のとおり合意する。

- (1) 甲と乙は、本件契約が終了していることを確認する。
- (2) 甲は、乙に対し、次号の支払を条件として、本件物件の原状回復義務及び原状回復義務完了までの賃料相当損害金を免除する。
- (3) 乙は、甲に対し、本件解決金として 100 万円の支払義務があることを認め、本合意についての五島市議会の議決後 2 週間以内に甲指定の口座へ送金して支払う。
- (4) 乙が本件物件上に残置した物件についてはその所有権を放棄し、甲においてこれらの残置物につき、いかなる処分をしても、乙は何らの異議も述べない。
- (5) 前号の処分により、甲が何らかの収入を得た場合、その収入は全額甲に帰属する。
- (6) 甲と乙は、本件契約に関しては、合意書に定めるもののほか、相互に何らの債権債務のないことを確認する（本件契約と関係のない甲の乙に対する財団債権は、本合意後も存続する。）。
- (7) 本合意は、五島市議会の議決及び長崎地方裁判所の許可があったときに効力

を生じるものとする。

3 和解の理由

株式会社坂口工業については、令和元年6月4日に長崎地方裁判所から破産手続の開始決定がされている。市は同社に対し、平成31年3月31日まで本件物件を貸し付けていたが、賃貸借契約満了後も同社の資材等が残されたままとなっていることから、これまで早期の原状回復を求めてきたところである。

しかしながら、相手方から同社の破産財団の額から判断して残置物の全部を収去することはできないため、和解による解決をしたい旨の申し出があり、その内容について検討したが、和解を行う方が市にとって有利であることから和解をしようとするものである。

(提案理由)

和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第 22 号

和解について

市有財産売買契約の解除に伴う売買代金の返還について、次のとおり和解する。

令和 2 年 3 月 4 日提出

五島市長 野 口 市太郎

- 1 和解の相手方 五島市岐宿町中嶽 1 0 7 3 番地 1
医療法人山内診療所
理事長 宮 崎 昭 行

2 和解の内容

五島市長 野口市太郎（以下「甲」という。）と医療法人山内診療所 理事長 宮崎昭行（以下「乙」という。）は、甲、乙で締結した五島市岐宿町川原字淵之元 5 7 7 番地 1 の建物（以下「本件物件」という。）の市有財産売買契約（以下「本件原契約」という。）について、次のとおり合意する。

- (1) 甲と乙は、本合意の効力発生日をもって、本件原契約を合意により解除する。
- (2) 甲は、乙に対し、本件原契約の解除に伴う本件物件の原状回復義務を免除する。
- (3) 甲は、乙に対し、本件原契約の解除に伴い、本件原契約に基づいて乙から甲に対して支払われた売買代金 7, 4 0 0, 0 0 0 円のうち金 4, 2 6 8, 0 4 7 円の返還義務があることを認める。
- (4) 乙は、本合意の効力発生後、速やかに本件物件の所有権抹消登記手続を行い、手続完了後に甲に対して手続が完了した旨の通知を行う。
- (5) 甲は、前号の通知を受けた日の翌日から 2 週間以内に、第 3 号の金員を乙指定の口座に送金して支払う。
- (6) 乙は、前号の入金を確認後、速やかに甲に対して本件物件を引き渡す。
- (7) 乙が本件物件引渡し時において本件物件に残置した設備及び動産（以下「残置設備等」という。）については、乙はその所有権を放棄し、引渡し後の甲による残置設備等の処分について何らの異議も述べない。

(8) 甲が前号の処分を行ったことにより収入が発生した場合、その収入は全額甲に帰属する。

(9) 甲と乙は、本件原契約に関し、合意書に定めるもののほか、相互に何らの債権債務のないことを確認する。

(10) 本合意は、五島市議会の議決があったときに効力を生じるものとする。

3 和解の理由

平成23年6月21日、本件物件について、譲渡日の翌日から起算して10年間を経過する日まで引き続き診療所施設として利用することを条件として、相手方と本件原契約を締結し、同年7月1日に本件物件を譲渡した。

平成31年3月31日、相手方が本件物件の診療所施設としての利用を廃止したため、市は、本件原契約を解除しようとしたところ、当該解除に伴う売買代金の返還に当たり当該解除による市の損害額の決定について相手方との折り合いがつかない状況が続いたが、これを譲渡日から診療所施設としての利用の廃止日までの本件物件の使用料相当額を基礎とする3,131,953円とすることで和解し、売買代金から当該損害額を控除した額を相手方に返還しようとするものである。

(提案理由)

和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第 23 号

長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約
の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により令和 2 年
4 月 30 日をもって、長崎県市町村総合事務組合から長崎市を脱退させ、長崎県市
町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

令和 2 年 3 月 4 日提出

五島市長 野 口 市太郎

長崎県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

長崎県市町村総合事務組合規約（平成 8 年 3 月 27 日自治許第 40 号）の一部を
次のように変更する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

組合を組織する組合市町村

佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広域市町村圏組合、県央県南広域環境組合、北松北部環境組合、県央地域広域市町村圏組合、長崎県後期高齢者医療広域連合、長与・時津環境施設組合

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 3 条、第 13 条～第 16 条関係）

組合の共同処理する事務と団体

第 3 条第 1 号に関する事務	佐世保市、島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広域市町村圏組合、県
------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>央県南広域環境組合、北松北部環境組合、長崎県後期高齢者医療広域連合</p> <p>ただし、佐世保市及び大村市は、資金管理及び出納事務に限る。</p>
第3条第2号から第8号までに係る事務	<p>島原市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町</p>
第3条第9号に係る事務	<p>島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広域市町村圏組合、県央県南広域環境組合、北松北部環境組合、県央地域広域市町村圏組合、長崎県後期高齢者医療広域連合、長与・時津環境施設組合</p>
第3条第10号に係る事務	<p>島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町</p>
第3条第11号に係る事務	<p>島原市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町</p>
第3条第12号アに係る事務	<p>島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町</p>
第3条第12号イに係る事務	<p>島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町</p>

第3条第13号に関する事務	島原市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広域市町村圏組合、県央県南広域環境組合、北松北部環境組合
---------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この規約は、令和2年5月1日から施行する。

(提案理由)

令和2年4月30日をもって、長崎市が長崎縣市町村総合事務組合から脱退することに伴い、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更に関する協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された和解及び損害賠償の額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年3月4日提出

五島市長 野口市太郎

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について次のとおり専決処分する。

令和2年1月16日

五島市長 野 口 市太郎

和解及び損害賠償の額の決定について

公用車が軽乗用自動車に接触した交通事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

1 和解及び損害

賠償の相手方

2 和解の要旨

令和元年11月27日、市の軽乗用自動車（長崎580た7040）を運転していた市の職員が、五島市総合福祉保健センター1階駐車場において、十分な確認をせず後進したことにより、当該駐車場に駐車していた相手方の軽乗用自動車に接触し、同車両のフロント部分を損傷した交通事故について、市は、当該事故の責任を全て認め、当該事故により生じた損害を全て賠償する。

3 損害賠償の額 軽乗用自動車修理費 361,108円